

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2026 年 1 月 22 日号



<Index>			
国際課税	1	グローバル・ミニマム課税への対応	P. 2
	2	外国子会社合算税制等の見直し	P. 2
消費課税	1	国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し	P. 4
	2	適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	P. 6
	3	その他	P. 7

はじめに

2025(R7)年 12 月 19 日、与党より令和 8 年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 26 日に閣議決定された。

本ニュースレター「令和 8 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（国際課税・消費課税）を中心的に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、2026(R8)年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応

OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われる。なお、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り見直しが検討される等、議論の状況を踏まえて今後対応が検討される。

今回の見直しは、2025(R7)年1月15日に、OECD／G20のBEPSに関する包摂的枠組み（以下「BEPS包摂的枠組み」）により公表された、モデルルール第9.1条に関し、政府により付与されたタックス・ベネフィットから生じた繰延税金資産の取扱いに関する執行ガイダンスを踏まえたものであると考えられる。

また、2026(R8)年1月5日に、BEPS包摂的枠組みよりSide-by-Side Packageが公表され、制度の簡素化等を含む一定の見直しを行うこととされている。Side-by-Side Packageは、本邦において令和8年度税制改正法案に盛り込まれる可能性があり、留意が必要である。

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し

- 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされる。
 - 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために2021(R3)年12月1日以後に締結されたものに限る）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
 - 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（2021(R3)年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
- その他所要の措置が講じられる。

2. 外国子会社合算税制等の見直し

清算中の外国子会社の清算過程で生じた所得が合算課税の対象となるなど、租税回避と関係しないケースも合算課税の対象となっていることや、「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（以下「外国子会社合算税制」）等について、次のとおり、2026(R8)年度税制改正においても引き続き見直しが行われるとともに、2027(R9)以降の税制改正においても必要な見直しの検討が行われる。

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等について、次の2)の特例が創設されるとともに、現行の解散した外国金融子会社等に係る特例は廃止される。

これは、現地撤退時の解散手続の中で生じる資産処分や債務免除益等について行き過ぎた合算課税が生じているとの指摘に対応したものと考えられる。

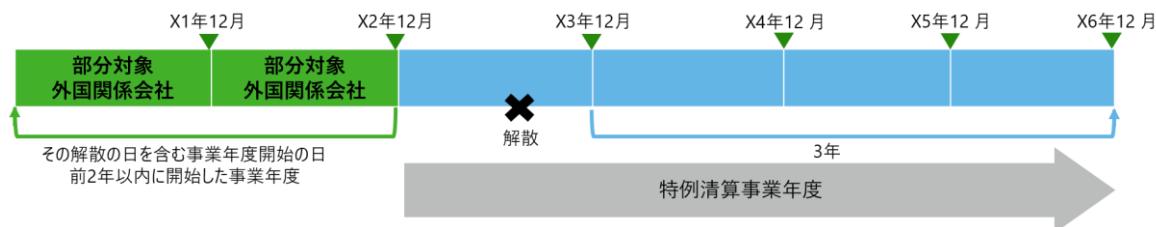
現行制度では、清算中の外国関係会社について、清算前は事業を行い経済実体を有していたにもかかわらず、清算過程で経済実体を失ったことにより経済活動基準を充足することができなくなったケースについても、清算事業年度に生じたあらゆる所得が全部合算の対象となってしまうという問題が指摘されていた。

改正案では、解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等のうち一定のものについては、清算中の一定期間、清算開始前の経済実体を引き続き有するものとみなして外国子会社合算税制を適用することとされている。また、清算過程で債務免除益等が発生した場合についての部分合算課税を限定する措置が講じられている。

1) 用語の意義

用語	意義
清算部分対象外国関係会社	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの
清算外国金融子会社等	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの
特例清算事業年度	外国関係会社（清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等）の解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度

【特例清算事業年度イメージ】（部分対象外国関係会社の場合）



2) 特例の内容

項目	内容
①部分対象外国関係会社（外国金融子会社等）とみなす特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合には、特例清算事業年度については、(i)清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、(ii)清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれ程みなして、外国子会社合算税制を適用する。
②異常所得の金額の計算の特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。
③異常な水準の資本に係る所得の金額の特例	外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。
④書類不提出の場合の特例不適用（推定）	国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、(i)その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、(ii)その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の見直し

外国子会社合算税制におけるペーパー・カンパニー特例については、その適用要件の一つに、「資産割合要件」がある。外国関係会社の総資産の額が零の場合には、当該要件を充足しないことになるのではないかという疑義が生じており、資産を持たない設立直後等の外国子会社が、合算課税の対象となってしまうという問題が指摘されていた。改正案では、ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされている。

(3) 複数税率の場合の特例の見直し

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例が適用できないことになる。

(4) 関連制度の見直し

居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しが行われる。

(5) 適用関係

上記の改正は、外国関係会社の2026(R8)年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

(6) 地方税

個人住民税、法人住民税及び事業税について、外国子会社合算税制等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられる。

消費課税

1. 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

(1) 課税の対象の見直し

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、1万円以下の少額輸入貨物に対する輸入消費税の免税制度による国内事業者との競争上の不均衡、及び国外事業者による無申告といった課題が顕在化している。こうした課題に対し、諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度が導入されるとともに、下記(2)プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度が導入されることで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保が図られる。

1) 課税の対象

通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものに限る）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」（仮称））について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とされ、その販売者に消費税の納税義務が課される。

（注）簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものは除外される。

2) 輸入消費税が課税されないための措置（販売時課税と輸入消費税との二重課税の防止措置）

下記(3)1)の登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」（仮称））が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項がその課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る。）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置が講じられる。

イ その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

（注）特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記イ及びロに掲げる事項が付記されているものが上記の対象とされる。

3) 販売時課税に対応する輸入消費税の仕入税額控除

事業者（免税事業者を除く）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額が控除される。

(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

プラットフォームを介し国内倉庫から発送される物品販売に係る課税売上につき、国外事業者の消費税無申告への対処や、上記(1)の特定少額資産の譲渡に係る適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納稅義務を転換するプラットフォーム課税が導入される。

1) プラットフォーム事業者への納稅義務の転換

デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、下記 2) の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第 2 種プラットフォーム事業者」（仮称））を介してその対価を收受するものについては、第 2 種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされ、そのプラットフォーム事業者に消費税の納稅義務が課される。

イ 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとされ、特定少額資産の譲渡に該当するものが除かれる）

ロ 事業者が行う特定少額資産の譲渡

（注）上記 1) の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称は「第 1 種プラットフォーム事業者」（仮称）とされる。

2) 第 2 種プラットフォーム事業者の指定

プラットフォーム事業者のその課税期間において上記 1) イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が 50 億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務が課されるとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第 2 種プラットフォーム事業者として指定する。

3) 仕入税額控除の適用

第 2 種プラットフォーム事業者は、上記 1) イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記 1) イに掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第 2 種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することが可能となる。

（注）上記の適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとされる。

(3) 特定少額資産販売事業者登録制度の創設

特定少額資産販売事業者は、上記(1)の制度導入により、特定少額資産の譲渡について原則として所轄税務署に申告納税を行う必要があるが、その課税対象となった特定少額資産のうち一定の貨物については、消費者を納稅義務者として輸入時に消費税が課税され、二重課税となることが想定される。そこで、特定少額資産販売事業者の登録制度が創設され、その登録番号を輸入時に申告することにより、輸入時の二重課税が防止される。

1) 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く）であって、納稅地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

（*1）特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう）が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等が要件に加えられる。

2) 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納稅地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。

3) 事業者免税点制度との適用関係

上記 1) の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記 2) の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用されない。

4) 特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、その発送に係る仕入書等に次に掲げる事項を記載し、かつ、その特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、その事項を通知しなければならない。

- その特定少額資産販売事業者の登録番号
- その特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

5) 特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

- 特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、特定少額資産販売事業者により特定少額資産の譲渡として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等をその資産を輸入しようとする者及びその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下「輸入者等」）に交付し、又は上記 4) 掲げる登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及びその特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を輸入者等に通知すること（以下「輸入者等への交付等」）は禁止される。
- 上記の輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定が整備される。

(4) 適用関係

(1)、(2)及び(3)は、2028(R10)年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

(5) その他

特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の特例等、所定の経過措置、及び所要の措置が講じられる。

2. 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

いわゆる 2 割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで 2 割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の 3 割とすることができる経過措置が 2 年に限り講じられる。

1) 個人事業者に対する 3 割特例の経過措置

個人事業者である適格請求書発行事業者の 2027(R9)年及び 2028(R10)年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることが可能となる。

なお、法人は本改正の対象とならないため、2026(R8)年 9 月 30 日を含む課税期間をもって、2 割特例の適用は終了となり、3 割特例は適用されない。

	現行	改正案
2026(R8)年	2 割特例	2 割特例
2027(R9)年	簡易課税（選択可）	3 割特例
2028(R10)年	簡易課税（選択可）	3 割特例
2029(R11)年	簡易課税（選択可）	簡易課税（選択可）

2) 適用要件

適格請求書発行事業者が上記 1) の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要がある。

3) 経過措置終了後の課税期間

上記 1) の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められる。

（注）現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置が講じられることとされ、2026(R8)年 10 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できる。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

1) 仕入税額控除が可能となる割合の変更

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点からの見直しとして、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額控除が可能となる割合及び期間が、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされる。

	仕入税額控除が可能な割合	
	現行	改正案
2023(R5)/10/1 ~ 2026(R8)/9/30	80%	80%
2026(R8)/10/1 ~ 2027(R9)/9/30	50%	70%
2027(R9)/10/1 ~ 2028(R10)/9/30	50%	70%
2028(R10)/10/1 ~ 2029(R11)/9/30	50%	50%
2029(R11)/10/1 ~ 2030(R12)/9/30	0%	50%
2030(R12)/10/1 ~ 2031(R13)/9/30	0%	30%

2) 同一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ額の合計額の限度額の変更

本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点からの見直しとして、同一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が下記を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用は認められない。

	現行	改正案
課税仕入れの額の合計額（その年又は事業年度）	10 億円	1 億円

(注) 上記の改正は、2026(R8)年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用される。

3. その他

(1) 暗号資産に係る課税関係の見直し

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置が講じられる。

- 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税は非課税とされる。
- 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の 5%相当額が資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入される。
- 暗号資産の貸付けについて消費税は非課税とされるほか、所要の措置が講じられる。

(注) 上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の 1 月 1 日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用される。

(2) 輸出取引の代金を現金等により受領したものに係る輸出免税証明書類の見直し

輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金等により受領したものについては、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含む）を保存しなければならない。

(注) 上記の改正は、2026(R8)年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。

(3) 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあることから、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から以下の見直しが行われる。

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外されるほか、所要の措置が講じられる。

(注) 上記の改正は、2026(R8)年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。ただし、同年 3 月 31 日までに締結した契約に基づき同年 10 月 1 日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用されない。



令和8年度税制改正トピックス

令和8年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global") 、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、パキスタン、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メルボルン、マン谷、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクラスターに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。

"Making an impact that matters" をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>